

日本比較法研究所 日独国際シンポジウム

終末期医療、安楽死・尊厳死 に関する総合的研究

Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende

2019.10/5^土・10/6^日 中央大学 駿河台記念館(御茶ノ水)

◆報告・ディスカッションのテーマ

10/5 終末期医療における人間の尊厳、治療中止とその正当化要件、積極的臨死介助

10/6 患者の指示書(リビングウィル)と自己決定権、終末期医療における諸問題、臨死介助協会とわが国の対応、総括

◆報告者・コメンテーター

Gunnar Duttge(ゲッティンゲン大学) Ludger Honnefelder(ボン大学)
 Eric Hilgendorf(ヴェルツブルク大学) Henning Rosenau(ハレ大学)
 Brigitte Tag(チューリヒ大学) Karsten Gaede(ブツェリウス・ロースクール)
 Melanie Steuer(ゲッティンゲン大学) Liane Woerner(コンスタンツ大学)
 只木 誠 高橋 直哉 古田 裕清 井田 良 石山 文彦 鈴木 彰雄
 曲田 統(以上、中央大学) 天田 悠(香川大学) 佐伯 仁志(東京大学) 畝本 恭子(日本医科大学)
 甲斐 克則(早稲田大学) 高山 佳奈子(京都大学) 富川 雅満(九州大学) 松田 純(静岡大学)
 横田 裕行(日本医科大学)

高齢化が進む現代社会において、人々が自らの死にどのように向き合っていくのか、終末期医療はどのようにあるべきか、そして、法制度はどのようにあるべきかといった問題は、いまや世界各国における共通にして喫緊の課題です。我が国では、医療現場の実務に対応すべき法理論の構築が進んでおらず、法的な制度が十分に整っていないという現状があります。これに対し、ドイツでは、事前指示書の法制化や尊厳死の許容など、法的な制度化が進んでいます。同時に、ドイツ語圏諸国では、臨死介助協会の援助を受けた自殺も増加しており、この問題に対処するため、ドイツでは「業としての自殺援助」という新しい犯罪類型が制定されるに至っており、大いに議論されています。

このような状況を踏まえて、このたび、日本比較法研究所では、終末期医療と安楽死・尊厳死の問題について比較法的な検討を行うべく、日独両国から「生命倫理と法」に関する第一線の研究者をお招きしてシンポジウムを開催致します。シンポジウムでは、現代における人の死の有り様と終末期医療をめぐる総合的な問題についてその解決の糸口を探るべく、日独両国の専門研究者による比較法的観点からの検討をもとに、会場の参加者の皆様とご一緒に考え、議論を深めます。

詳細・参加申し込みにつきましては、本研究所のウェブサイトをご覧ください。

講演言語: ドイツ語/日本語(同時通訳あり)、参加無料

参加には事前申込が必要です。追ってウェブサイトに参加受付フォームを公開しますのでお申込みください(申し込み多数の場合には早めに締め切らせていただく場合があります)。

プログラム・詳細は当研究所ウェブサイトの情報を随時更新します。

このシンポジウムは、以下の助成を受けて開催しています

- ・独立行政法人日本学術振興会とDFGとの二国間交流事業(セミナー)
 - ・公益財団法人社会科学国際交流江草基金
 - ・公益財団法人野村財団
 - ・日本比較法研究所研究基金
- 後援: 独日法律家協会(DJJV)

お問い合わせ: 中央大学 日本比較法研究所事務室

TEL: 042-674-3302 FAX: 042-674-3301 Email: 201910symp-grp@g.chuo-u.ac.jp
 Website: http://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/

